

## 低年齢児保育促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、乳幼児の福祉の向上を図り、地域の子育て支援を積極的に推進するため、毎年度予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象及び手続等)

第2条 この補助金の交付の対象は低年齢児保育促進事業とし、手続等は別紙のとおりとする。

附 則

この要綱は、平成15年8月5日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年7月13日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年12月24日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年7月28日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年7月5日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年8月31日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年5月30日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年6月15日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年5月30日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年6月18日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年6月17日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年6月27日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年8月5日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年7月29日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年7月14日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年10月2日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年7月25日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年6月19日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

## 別紙

### (目的)

第1条 この補助金は、乳幼児の福祉の向上を図るため、市町村が子育て支援策として取り組む低年齢児保育促進事業を促進することを交付の目的とする。

### (交付の対象)

第2条 この補助金は、市町村が行う低年齢児保育促進事業（以下「事業」という。）を交付の対象とし、その内容は別表による。

### (交付額の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、別表の第1欄に掲げる事業ごとに、第2欄の基準額と、第3欄の対象経費から寄付金その他の収入を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、この選定された額に第4欄の補助率を乗じて得た額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

### (交付の条件)

第4条 この補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 前条に定める事業ごとの対象経費の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い方の額の10%以内の変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

### (申請手続)

第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、別紙様式第1号によるものとし、その提出期限は、毎年度別に定めるものとする。

2 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

### (変更申請手続)

第6条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して変更交付申請を行う場合には、前条の規定を準用し、別紙様式第3号により申請するものとする。

### (交付決定までの標準的期間)

第7条 県は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として3か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(交付の方法)

第8条 この補助金は、概算払をすることができる。

(交付決定の通知)

第9条 規則第7条の交付決定通知書又は変更交付決定通知書の様式は、別紙様式第2号又は別紙様式第4号のとおりとする。

(状況報告)

第10条 補助金の交付を受けた市町村は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第13条の事業実績報告書の様式は、別紙様式第5号のとおりとし、事業完了後（第4条(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理後）速やかに提出しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第12条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、様式第6号により行うものとする。

(書類の整備等)

第13条 市町村は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第14条 特別の事情により、第3条、第5条、第6条及び第11条に定める算定方法又は手続きによることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

2 本補助金を交付することにより、他の均衡を著しく失する等交付の趣旨に反する結果が生じるおそれがあると認められる場合、交付決定を行わないことがある。

別表

1. 事業名	2. 基準額	3. 対象経費	4. 補助率
低年齢児保育促進事業	<p>次により算定された額</p> <p>(1) 補助単価 一歳児1人につき 月額 30,000円 ただし、公定価格における1歳児配置改善加算を適用している場合は、30,000円から公定価格単価表の当該加算の「その他地域」区分の単価を差し引いた額を補助単価とする。</p> <p>(2) 補助基準額 補助基準額は、対象保育所等の各月の初日における一歳児の年間延べ人数に補助単価を乗じて得た額による。</p>	<p>保育単価における人件費の額を超える一歳児担当保育士等の雇用に必要な経費</p>	1/2
乳児途中入所促進事業費	<p>次により算定された額</p> <p>(1) 補助単価 未充足乳児1人につき 月額 120,000円</p> <p>(2) 補助基準額 対象保育所等の4月～6月初日における未充足乳児数の合計に補助単価を乗じて得た額。 ただし、未充足乳児数は、乳児担当保育士等現員から乳児所要保育士等数を引いた数に「3」を掛けた数を限度とする。</p>	<p>乳児担当保育士等の雇用に要する経費として、乳児未充足（前年度3月1日現在の入所乳児数に比して申請年度各月1日現在の入所乳児数との差の人数）により不足する経費</p>	1/2